

## 香椎山手通り住宅団地緑地協定書

### (目的)

第 1 条 この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号、以下「法」という。）に基づき、本協定第 3 条に定める緑地協定区域内（以下「協定区域」という。）における良好な居住環境を確保する為、当該区域内の緑化に関する事項を定めるものとする。

### (名称)

第 2 条 この協定は、香椎山手通り住宅団地緑地協定（以下「本協定」という。）と称する。

### (協定区域)

第 3 条 本協定区域及び隣接地は、次のとおりとする。

#### (1) 協定区域

福岡市東区香椎台一丁目 1460 番 127 ほか 584 筆（別紙記載の区域、合計面積 122,384.99 平方メートル）

#### (2) 隣接地

福岡市東区香椎台四丁目 1520 番 2 ほか 46 筆（別紙記載の区域、合計面積 9,596.29 平方メートル）

### (協定の締結)

第 4 条 本協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

### (運営委員会の設置)

第 5 条 本協定に関する事務を円滑に実施するため、協定締結者により構成する香椎山手通り住宅団地緑地協定運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し次の委員をおく。

委員長	1 名
副委員長	1 名
委員	若干名
会計	1 名
監事	1 名

(1) 委員は土地の所有者等の互選により選出する。

(2) 委員長は委員の互選とし、副委員長、会計、監事は委員のうちから委員長が委嘱する。

2. 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再選を防げない。

3. 協定に規定するもののほか運営、経費、その他運営委員会に関する必要な事項は運営委員会が別に定める。

(植栽等の義務)

第 6 条 協定締結者は本協定の定めるところにより、協定区域内に樹木等を植栽し、及び既存の樹木等を保全する義務を相互に負う。

(樹木等の種類)

第 7 条 協定区域内に新たに植栽する樹木等の種類は次のとおりとする。

中高木：

シラカシ・レッドロビン・ヒトツバタゴ・ネズミモチ・ヒイラギ・ベニカナメ・ヤマボウシ等

低木・下草

トサミズキ・コデマリ・シモツケ・サツキ・ヒイラギ・ナンテン・ツツジ等  
アイビー、リュウノヒゲ、フッキソウ、マツバギク等

シンボルツリー：

コブシ・エゴノキ・ツバキ・シマトネリコ・カツラ・ハナミズキ等

街路シンボルツリー：

クロガネモチ・シマトリネコ等

(樹木等を植栽又は保全する場所)

第 8 条 協定区域内の樹木等を植栽又は保全する場所は、道路に面する部分で植栽可能なところ又は既に樹木の存するところとする。

(垣又はさくの構造)

第 9 条 協定区域内の敷地周辺の「へい」は、原則として生け垣又は生け垣と透視可能なフェンスの併用とし、植栽による空間の連続化、一体化に努めるものとする。なお、これら以外の場合は、その高さは1m以下とする。また、「へい」を境界線より後退し、その間に植樹をするなど、十分緑化に努めること。

(樹木等の管理)

第10条 協定締結者は、協定区域内の樹木等を共同して管理するため、原則として毎年1回以上の、整枝及び病害虫の防除のための防除作業を行う。

(樹木伐採の禁止等)

第11条 土地の所有者等は、植栽した樹木を伐採し、もしくはみだりに移植してはならない。

また、枯損したときは現状と同程度の樹木を補植しなければならない。

2. やむを得ない事情により前項の行為を行うときは、あらかじめ運営委員会の同意を得なければならない。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から10年間とし、期間満了前に協定締

結者の過半数の申し出がないときは、さらに10年間延長するものとし、以後この例による。

(協定に違反した場合の措置)

第13条 運営委員会は協定締結者が協定事項に違反した場合は、その違反によって協定の目的が損なわれるおそれがあると認めたときは、違反者に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

2. 違反者が前項の請求に応じない場合、運営委員会は、自ら又は第三者をして、違反者に代替して、当該違反がなかったと同じ状態を実現し、その要した費用を違反者から徴収することができる。

(協定の変更及び廃止)

第14条 協定締結者が協定において定めた事項を変更しようとするときは、運営委員会において協定締結者の全員の合意をもって決定し、福岡市長の認可を受けなければならない。

2. 協定締結者が協定を廃止しようとするときは、協定締結者の過半数の合意をもって決定し、福岡市長の認可を受けなければならない。

(附則)

本協定書は、2部を市長に提出し、写しを土地の所有者等全員に配布する。

平成 13 年 9 月 13 日